

農 村 と 相 続

— 国家法と事実関係の懸隔をめぐって —

佐 伯 弘 治

I 問題の所在

親族法における「家」の廃止に伴う当然の措置として、相続法の改正は、すべて身分相続を否認し、相続を純然たる財産相続とした（民896条）。そして、つねに共同相続のたてまえをとり（民887条～890条）、相続財産は共同相続人の共有に属するものとし（民898条）、しかも近代市民法の原理に立って均分相続を原則としたのである（民900条）。また、被相続人の配偶者は、つねに相続人となるものとした。このように新相続法の特色は、諸子均分相続と配偶者の相続権を確立したことにある。現今、世界の相続法のほとんどがこの方向にあることを思えば、遅滞ながら、わが相続法も漸く当然の途についたわけである。しかしながら、この相続法にも、少なからぬ問題点がある。とりわけ農家の相続については、改正当初から、なお今日に至るまで、実情に適しないとの非難があり、かつまた、農村の閉鎖的、封建的性格が、これに反発を示している事実は否定できない。非難は、もっぱら小農経営であるわが国農業の場合、諸子均分を原則とする共同相続制によって、相続の度ごとに農業資産＝農地が分裂し、さなぎだに零細な農地が、ますます零細化して、生産力の低下を招き、日本農業を根底から破壊するのではないかという憂慮にもとづくものであって、一応、傾聴に倣するものであり、たしかにわが国農業の問題の核心についているものというべきである。そして、これを防ぐために、農業資産を共同＝均分相続から除外するよう立法化すべきだというのであるが、この主張は、しばしば、農地問題それ自体についての考慮にもとづくというよりは、家父長制家族制度の復活を要求する

理由づけとして用いられ、この限りにおける、それは民法の改正そのものに反対する勢力によってなされる主張であった。しかし、農地の相続について、特例を設けるべきだとする主張のすべてが、家父長制家族制度への郷愁にもとづくものではない。農地が零細化され、農業経営が破壊的状態に陥ることを、現実認識の上から純粹に憂える立場もある。そして、農地についての例外が認められず、諸子均分制が原則である以上、農地の細分化が、次第にあらわれてきても不思議はなく、むしろ、相続法の規定が、国民の間に定着し、浸透すればするほど、この現象がおこらなければならないはずである。ところが、民法改正以来、今日までになされた幾つかの実態調査によれば、農村では、共同相続制による農地の細分化という事実は、ほとんどみられない。僅かにみられる流動的様相も、明治民法下における時代の延長としか思われず、新しい相続法の規定は、まったく無視され、これによる実質的变化はあらわれていないといつても過言ではない。新相続法の原理は、都市住民、なかんずくサラリーマン家族などには比較的容易に理解され、消化されたといいうるが、農村での浸透度はきわめて低く、逆に浸透度の希薄なことに支えられて、農業経営の零細化が避けられているのは、皮肉な現象であるとともに、甘受されるべき在り方ではない。いうまでもなく、新相続法の前に横たわるものは、日本農業の、社会、経済的性格に起因する、農村の閉鎖性、封建性であって、問題は深刻である。しかるに、今日に至るも、まだ、これに対する明確な解決策の提示はみられない。難問たるととの証左ではあろうが、早急に措置の講じられなければならぬ問題であり、しかも、生半可

な方法では、およそ期待がもてないところまできているのではなかろうかとさえ思われる。かつて、中川教授が、「ここにおいて、農村民主化が大事か農業増強が大事かという問題に直面した。どちらも敗戦後の日本にとって、棄てることのできない重要問題たるを失わない¹⁾」といわれた言葉の意味は、今日も、なお、そのままに通じるのである。

II 農家相続の現実

農家相続の実態については、日本私法学会が昭和26年から29年にかけて行なった²⁾ものをはじめ、多くのものがある。最近のものとしては、昭和37年に農政調査委員会の事業として、川島武宜教授を中心になって行なわれたものが大規模³⁾である。私法学会の調査では、調査農家270戸中99%近くのものが、法律上、事実上の相続放棄による単独相続を行ない、しかも、分割した事例の5戸も、改正民法の規定を原因として

- 1) 中川善之助『民法大要——親族法、相続法』184頁。昭和25年初版発行のものであるが、折しも第5国会で政府が提出した「農業資産相続特例法」(案)が衆議院を通過し、参議院で審議未了になった頃で、当時の家族法関係の著述のすべてが、この問題について関心をよせ、ほとんど中川教授と同様の立場でこの問題の帰趨を論じている。
- 2) 『農家相続の実態——第一集』、農林省農林経済局農政課(昭和30年)、「農家相続実態調査の中間報告」(『私法』7号)、「新法下における相続の実態」(『私法』15号、16号)。
- 3) 昭和37年に行なわれた農政調査委員会の調査は、過去3カ年(昭和34~36年度)の間に、世帯主の死亡によって相続の発生した農家ならびに過去3カ年の間に「あととり」以外の相続権者(調査対象地区に居住する者に限る)に対して農地を贈与した農家を対象に、日本農村の全体を把握しようとの顧慮のもと、北海道、山形、千葉、長野、富山、愛知、大阪、鳥取、広島、福岡、鹿児島の11道府県を調査対象地区とし、この調査対象地区について、それぞれの属する「農業地域」および「経済地帯」を異にする三つの市町村を調査市町村として選定している。すなわち、全国11地区33市町村にわたって行なわれたものであって、その規模においても、その成果において、高く評価されるべきものである。そして、その報告は、農政調査委員会から昭和38年3月に発表されたが、これにさらに検討を加えた報告書が、昭和40年3月に『農家相続と農地』として東京大学出版会から刊行されている。本稿作成にあたって用いたものは東京大学出版会刊行のもので、それは第1部 総括報告、第2部 各地区的調査として構成されており、第1部は地区調査の集計の結果を分析したものであって川島教授の筆になっている。

の分割ではなく、この結果では、農地零細化という現象はない。もっとも、この時点では、民法改正後、いまだ日が浅かったので、新相続法の普及が、十分ではなかったとも思われよう。しかし、その後に行なわれた諸々の調査でも、ほぼこれに等しい結果があらわれており、かつまた、前記の農政調査委員会の調査でも、民法の均分相続のゆえに、農地が細分化されたという事実はきわめて少なく、日本私法学会の調査の結果を再確認した形になっている。この農政調査委員会の事業として行なわれた調査は、農業基本法(昭和36, 6, 12, 法127)の、「国は、自立経営たるまたはこれになろうとする家族農業経営等が細分化することを防止するため、遺産の相続にあたって従前の農業経営をなるべく共同相続人の1人が引き継いで担当することができるよう必要な施策を講ずるものとする」(農基法16条)との規定との関連において行なわれ、日本の農村における農家相続は、どのように行なわれているか(特に農地の分割はどのように行なわれているか)についての事実を明らかにし、そして、農家の相続形態(特に農地について)を決定している現実の諸事情を探り、さらに将来の変化の方向を予見することに役だてようとの性格のもとに行なわれた。その結論によれば⁴⁾、少なくとも均分相続の規定によって、農地が細分化されたとはいえない。農業経営の細分化の傾向はみられるが、他の経済的、社会的諸条件によるものであって、均分相続はその媒介となっているにすぎない。しかも、農業経営の細分化といっても、それは世帯主の遺産分割による農地の零細化ではなく、大部分が農家の家長の生前処分による直系卑属(主として男子)への農地分与(農地生前分与)によるものであって、明治民法のもとでも、かなり広汎に行なわれてい

- 4) 農村の相続の形態は一様ではなく、地域差、階層差のあることを知しつつも、本稿では全体的な把握の上に立って絶縁的に論述を展開しようと試みたので、調査の詳細を引用することを原則的に避けた。したがって、II(農家相続の現実)は、内容的に『農家相続と農地』に負うところが多いが、それはもっぱら第1部 総論の「むすび」によるものである。

たところのものである。したがって、民法の「均分相続」の規定を改めたり、あるいは農地相続について不分割相続を強制する特別法をつくることは無意味である。農業経営の細分化を阻止しようとするならば、農地の生前贈与を禁止するほかはない。農地の生前贈与を制限し、禁止しようとするならば、現在の農地法第三条の活用によって行ないうるであろうが、そのような制限や禁止が、果してできるかどうか、また、してみても実効性をもつとは考えられない。つまり、問題は、農地零細化を促進しつつある現実の経済的、社会的諸条件にある。そして、そのような現実の諸条件とは何か。すなわち、農地分与の最大の原因は、生産性の低い、現在の農業経営方式と、かたや、低賃金と労働機会の不安定という条件を前提とするものであって、第1に、農家の家計において、農業外収入が増加し、しかも、その農業外収入の方が有利であるため、農家は労働時間を減らして非農業労働に従事することをのぞみ、その結果、従前の大きさの農地を必要としなくなるという分与農家側の事情があり、第2に、非農業労働による収入が十分でなく、それのみで家計を維持することが困難であるか、あるいは非農業労働による収入を得る機会が不安定であるという受与農家側の事情にあるといわれる（川島『農家相続と農地』、72頁以下）。以上の結論は、前記の二大調査はもとより、今日までの幾多の調査にもとづく総合的所産であって、少なくとも現在までのところ、これをこえる答は発見できない。そして、この推論の意義は大きく、その結論には同感である。しかし、このすぐれた実証的研究も、その主張を具体的に実現するには、どういう法制度を確立し、それによれば、どのような成果が得られるのかというところまでには至っていない。政策への期待もさることながら、もう、ここらで実情をふまえた大胆な提案を示唆されてもよいのではないかと思う。相続についての多くの矛盾が露呈し、しかも、他方では法律の規定にかかわりのない形で農地の細分化があらわれ、農業経営の破綻的状態への傾斜は

目立っている。農業経営の細分化は明治民法のもとすでにあらわれていた現象でもあり、また、農村は決して昔ながらの農村ではなく、農家の相続も、階級差、地域差はありながらも昔ながらの単独相続や家督相続ではないといってみても、そのことに将来への展望にもとづく説得力はない。いかに農村が封鎖的で農民が頑冥であろうと、法律、政治、経済の変遷に伴う社会の大変革の中で、農民だけが完全に境外にありえようはずがないからである。しかも、この程度の些少な動きは評価に値しない。いぜんとして農村での民主主義的相続原理の浸透は道遠しである。

III 農家の「あととり」と農民の「家」意識

農家の相続では、単独相続が圧倒的に多いことは既に明らかである。しかし、単独相続と認識されているもののうちには、生前に何らかの形で贈与を受けているものが少なくない。それが結婚費用であったり、学資であったり、建築費用であったりする。このような場合、生前贈与を相続財産とみなすことになるから本質的には単独相続ではなく、共同相続である。ただ、生前贈与の額が法定相続分に達しない場合が少なくないから単独相続と認識されがちである。したがって、これらの多くは共同相続ではあっても、均分相続ではない。農家の場合は、特に主たる財産である家屋、農地および農機具類が「あととり⁵⁾」たる1人の者に承継される傾向にあるから（中小商工業者の場合も同様である）、「あととり」が単独相続人として意識されることになる。このように「あととり」以外にも財産を分与することは、明治民法下においても行

5) 通常、農村で「あととり」といえば、被相続人の農業を承継して遂行してゆく者またはそのことを期待している者を「あととり」と呼んでいるが、この者は同時に祖先祭祀をも承継するのが通例である。また、従来の一般的用語としての「あととり」は祖先祭祀の承継者をさしているものであり、このことは民法897条との関連づけにおいて、今日もなおその通りである。本稿では、もっぱら農業の承継者という側面からのみ、この言葉をとらえてきたのであるが、その者は、おおよそ同時に祭祀承継者であると考えてよい。

なわれていた。富山県地方の自作農⁶⁾以上の農家では、普通、分家をする二、三男に対して所有面積の1割程度を限度とする農地またはそれに等しい財産が分与されていたし、女子に対しても、その家の財力に相応しい婚姻費用をかけることが慣行である。ただし、旧法下のそれは、共同相続、分割相続という考え方にもとづくものではなく、戸主の恩恵的行為として構成されていた。もっとも、法律的、形式的にはそうであるが、本質は、親の子に対する責任と愛情であったと思われる。したがって、この地方では、よく「子供がかたづくまでは死ねない」とか、「兄弟は他人のはじまり」とかという言葉を聞く(おそらく全国的に使われる言葉だと思うが)、財産の分与が戸主の任意的な行為としてなされるから、親の死後(戸主たる父親)は間々分与率が低下し、あるいは恩恵にあずかれたなかったりすることによって、兄弟姉妹間に不信や不満が生ずることが少なくないからである。ところで、今日の農村の相続は、意識としては旧法下のそれとさしたる隔たりがない。旧慣来の財産分与が、たまたま現行法の共同相続としての枠に入りえたとしても、法意識が伴わねば生前贈与があっても、なお単独相続として意識されるであろうし、分割の場合の量的差異を是正すること

6) 日本的な規模での中農たる自作農(経営面積1.5町といわれあるいは2町といわれる)は、その経済的実質においては、世界経済史において「中産の生産者層」と呼ばれる範疇に入るのではなく、辛じて単純再生産をつけつつ小さな経済的変動のあることに経済的破滅に瀕するところのプロレタリア農民であった。しかし、彼らは、政府の農本主義的階級政策と、その思想的地盤をなした古い価値観とによって、農村の内部では「土地所有者」としての比較的高い「格」rankと「かお」prestigeとをもち、村落内の階層構成においては、上層支配階級(地主階級)の藩屏として、小作人や日傭などの下層階級の上位に位した。すなわち、彼らは経済的には小作人階級に近いにもかかわらず、その「かお」においてはその逆であり、そのことに応じて思想的にもそうであった。そして、彼らは社会関係において小作人階級から自らを区別することに利益を感じており、その価値観において、家族秩序において、小作人から区別しようとした(川島武宜『結婚』、岩波新書、27頁)。したがって、彼らの二、三男に対する分財の傾向も、その性質を無視しては考えられず、自ずと限界もあり、「あととり」以外に子女の多い場合は、それは単なる傾向にとどまり、他家へ入婿させるなどの方法を積極的に求めた。

も期待できない。また、配偶者相続、特に被相続人の妻の権利者としての存在はきわめて小さい。通常、夫の財産といつても、それは妻の協力なくしては得られず、維持しえないものであることが多い。にもかかわらず農家の相続では、これがほとんどかえりみられることがなく、依然として「あととり」中心である。この「あととり」の考え方の根拠は「家」意識であるといわれるが、たしかに農村では「家」「家族制度」「家産」という考え方⁷⁾は根強い。そしてこの「家」意識が「本家がつぶれてしまっては元も子もない」とか、「他家にいったものは家の一員ではない」という意識を生み、「あととり」以外の者の実質的な放棄をうながすのである。しかし、ここで見逃してならないのは、農民の「家」意識構成の基礎をなす農家経済と農民心理の問題である。そもそも「家」意識は社会的階層によって異なるものであって、元来、一般農民の意識のうちでは、観念的な家の位置はそれほど大きくはなかった。富農層を除く、一般農民の間における「あととり」という制度は、抽象的、観念的な性格のもとに認識されてきたのではなく、乏しい農地に寄らざるをえない貧弱な農家経済の要請によるもので、その方法に従わなければ共倒れになる、生きていけないというきわめて冷厳な現実的性格のものであった。もちろん、家制度自体、祖先祭祀を觀念としてかかげながら、その実、家の財産を本質としていたことは農民に限らないのであるが、ただ、農民の場合は、長い間、政治上、経済上、否応なくそこに押しこめられてきたものであって、今日の状態も、なお、その域外ではないというところに特色がある。

今さらいうまでもないが、近世の相続は財産承継を本質としている。しかるに長い間、人々

7) 農村の「家」「家族制度」に関する論稿はきわめて多く、そのほとんどが相続にみられるこの傾向の要因を、ここに求めている。唄孝一、渡辺洋三「農村の相続形態(1)」『法律時報』26巻9号、31頁でこのように指摘されているし、潮見俊隆「農村の家族制度」『農村と基地の法社会学』、23頁以下は、農村の家族制度の構造や機能について詳しい。

は相続の中核をなすものは財産であることの事実を隠蔽し、これを口にすることは何かいやむべきことのごとく考えてきた。そして祭祀とか、家名とか、家督とかという観念的なものの相続が本質的なものとして優越し、財産はこれに付従したものとしての意味しか与えられなかつた。しかし、祭祀相続がもっとも典型的に行なわれていたとされる古代ギリシャ・ローマの相続ですら、フュステル・ド・クランジュは、「古代の宗教において、したがつて、またその法律において、きわめて密接に相結合している二つのものがある。すなわち、家族の祭祀とその家族の財産とである。何人も祭祀なくして財産を、もしくは財産なくして祭祀をうることができなかつたことは、まったく例外なき原則であった」といっている⁸⁾。人間の生産活動が、まったく自然の支配下におかれたことが、靈魂不滅の信仰と結びあって、祖先の靈にすがるという形態を生みだしたのであるから祭祀の相続が重要な意義をもつたのは当然であるが、これとても結局は生存のための食糧生産という財産的な価値の保全が、その根底を占めていたのである。おそらく、かかる事情は、すべての民族にあてはまるものであろう。われわれの祭祀相続、家督相続も財産相続⁹⁾をぬきにしては考えることができない。たとえば、わが中世において、家督は、一家、一族、一門の棟梁、首長たる地位であり、この家督の相続は、ただ一族の軍事的統率権であったが、室町時代には、すでに家督相続の觀念中、遺跡相続が家名相続よりも重要視され¹⁰⁾、それが徳川時代に至り、当主

8) Fustel de Coulanges, *La cité antique*, 1864. 中川善之助訳『古代家族』, 183-184頁.

9) 穂積陳重博士は、相続制度の歴史的変遷を第1期——祭祀相続 (succession of sacra), 第2期——身分相続 (succession of status), 第3期——財産相続 (succession of property), にわけられ、これを相続法の三変といつておられる。N. Hozumi, *Ancester-Worship and Japanese Law*, 4th ed. 1938, p. 163. 『祖先祭祀と日本法律』, 174頁. そして、近世は財産相続の時代であるが、それは財産をつつんでいた祭祀とか祖名とか家督とかいう外被が脱落し中核にあった財産相続だけが残ったというべき姿であつて、相続の本質は本来、財産承継であったと思われる。

たる戸主の地位と知行、封禄の相続とが完全に結合していくのである。さらに庶民の相続は、中世において、家の相続は家業の相続の意味であったが、徳川時代においても同様で、農家においては父祖伝来の田地、家敷の相続がすなわち家業の相続であり、家の相続であった。これを武士の例にならって家督の相続とも呼んだ。商家にあっては、営業に必要な家屋、店舗および金銀の相続で、これを同じく家督 (金銀家督) と呼んだ。彼らは鎌倉時代以来、苗字を失っていたから家名相続の觀念は原則として存続の余地がなかつたのであるが、農民においては襲名、商人においては屋号を継承することが家名相続的な意味をもち、一方、位牌所を立てるという言葉があつて祭祀相続の觀念もあったが、相続全般からみると、付隨的なもの¹¹⁾に過ぎなかつた。このように祭祀相続といい、家督相続といふも、すべてその中核をなすものは財産の継承であった。とりわけ徳川時代の庶民相続は、その実質が財産の承継であったことを容易に知らしめる。農民の家的觀念は、わずかに襲名や、家業の相続を家督とも呼んだことにみられるが、これは幕府の志向した封建政治理念の浸透ないしは武家社会の模倣によるもので、むしろ、ここで重大視すべきは幕府の経済政策としての分地制限である。この分地制限が、農民の間における家の相続をもつて単独相続のごとく考える方向に大きく作用したものと思われる。しかし、この禁制も、実際上は、総領式、家抱、分附の関係を設定することによって、土地を譲渡しながら、形式的には、それがなお譲渡人の分であるかのごとき方法で回避されていた¹²⁾のである。ともあれ、農民の相続において、觀念的な「家の相続」という考え方には希薄であり、かつ、単独相続、ことに長子単独相続は必ずしも一般的ではなく、共同相続的な分財が、かなり広く行な

10) 中田薰「中世の家督相続法」『法制史論集』, 第1巻, 276-277頁参照.

11) 石井良助『日本法制史概説』, 604-605頁. 中田「徳川時代の家督相続法」前掲, 492頁以下参照.

12) 石井, 前掲, 448-449頁参照.

われていたのである。明治時代に入ってからも、はじめは華士族の家督相続についてすら長子主義に固執していない(明治6年1月22日、太政官布告28号)。しかし、間もなく、華士族においては長子相続主義がとられ(明治6年7月26日、太政官布告263号)、やがて、倫理に貴賤の別なしという理由で、平民にあっても、華士族同様、長子相続法がとられた(明治8年8月12日、太政官指令)。明治民法(明治31年)は、これをうけて¹³⁾、財産はなるべく戸主の手に集中させ、その財産は戸主の身分とともに、家督相続と称して長子1人に相続させることとし、古くから伝わり、庶民の間に、なお相当に残っていた共同相続の意識と慣行を強行法規の名によって葬ったのである。明治民法の家督相続の矛盾は、ここでは、あらためて述べることをしないが、そもそもの原因は、近代市民法の理念と相容れない武家法を新立法の根幹としたことにある。ところで、この家督相続が、大家族の解体した明治以降の農村社会で、実生活上の規範となっていたかどうか、はなはだ疑わしいものがある。末子相続や東北地方にみられる姉家督など¹⁴⁾は、明らかに民法旧規定の原理に反するものであり、特に末子相続は、その性質が、共同相続を基調とした末子優先相続であるから、ますます異質の原理に立つものである。富山県地方でも姉家督という言葉にはよらないが、長男が幼少の場合、年長の女子に婿養子をとって、これに家をつがせるという慣行が古くからあって、これを「姉にかかる」と呼んでいる(その場合、必ずしも民法旧規定の推定相続人廃除の手続をとるとは限らず、法律上の家督相続と実際上の家業継承を切りはなして処理するケースが多い)。しかも、明治民法といえども、特に「家」の財産というものを規定

13) 中川「相続法」『法律学全集』(24) 21頁参照。

14) 法定相続のもっとも原始的な形態は、末子相続ではないかといわれ、わが国農民の間にも、明治民法制定までは相当広く行なわれていたものであり、長野県地方や九州地方においては近年もみられた慣行である。また、姉家督は、昭和のはじめに宮城県志津川地方において中川教授によって採取された言葉で、東北地方のみならず全国的にある慣行であろうと思われる。

していたわけではなく、市民法の原理にもとづいて、すべてが戸主個人の財産であったから、戸主の死亡か隠居による相続以外の段階で、戸主の自由な財産処分が行なえたのである(遺留分に関する規定を除く)。このように「家産」を確保する法律上の保障はなかったから、家督相続を、財産の伴わない単なる戸籍上の手続きとして形式化することもできたわけであり、ここに従来の慣行が生きつづける余地があったのである。したがって、調査の結果にみられる共同相続的傾向も、新相続法の成果と速断されるべきではない。むしろ明治民法時代、あるいはそれ以前からの慣行の作用と認めざるをえない点が少なくない。いずれにしろ、ここにおいて明らかなことは、古くから一貫する「あととり」の特権である。長子であれ、末子であれ、「あととり」の地位に立った者は、つねに他の相続人より優位におかれていたのである。そして、この「あととり」的考え方の基礎は、「家」意識に他ならないけれども、ただ、農民自身は、観念的な「家」そのものを、それほど重要視していたとは思われず、支配層が意図して作りあげた制度の中に埋没し、馴らされてきたという側面が、より印象的である。いつの時代においても、権力は、「家」「家族制度」のもつ機能を、政治的、経済的、社会的にフルに利用している。農民は、その枠の中に押しこめられて、重圧にあえぎながら、ひたすら、これに奉仕してきたのである。とりわけ明治以降の日本においては、資本主義の畸型的発展の土壤として過重な役割を担わされていたことは、ここにいうまでもない。零細な農業経営が、家族労働の上になりたち、家父長制的家族制度とはなれがたく結びつき、概して多くの家族を抱え、生産と生活とが一体となっていたことから、不況の時には、生活程度を極度にひきさげて、これを乗り切ってきた。これが日本農業の強靭性としてたたえられた根柢であるが、近代産業は、これをを利用して、低賃金労働者の供給源とし、さらに潜在失業者のプールとしてきたのであった。しかし、この強靭性も、社会制度の欠陥の皺寄せの場としての余

儀ないもので、その実は、「口減らし」として、はなはだしきは娘を売るなどの非人間的惨状を露呈していたのである。また、家父長制的家族制度といつても、一般の農民家族では、家長が特別に優遇されるということは、ほとんどなく、法律的、形式的にはともかくも、実質的に優遇しようもなかったのが実情である。そこで、一般農家の「あととり」という制度は、「祖先の祭祀」をまつり、「家」を継承するという意識をこえて、「そうしなければ共倒れになる、生きていけない」という経済的要求の方が強くはたらいてできあがったもののように思われる。明治民法が、家督相続という制度をもって、長子1人に相続させようとしても、なお根強く種々の慣行が作用していたことは、そのあらわれとみるとべきではなかろうか。これらの慣行には、いざれも農業経営の維持という要素がにじみでている。その意味で、一般農家の「あととり」制度は、冷厳な現実の中から生まれた農民の智恵の産物としての側面をもっている。「本家がつぶれては元も子もない」という言葉を裏返せば、「あととり」以外の者に財を分割すれば、農業経営がなりたなくなるということになろう。農家に生まれ、農家に育った者が、肌で知り、しかも、その身にしみこんだ垢のような言葉である。被相続人の妻が、相続の上で、存在が小さいということも、ここに由来する。そして、かかる状態から積極的にぬけ出そうとしないところに、農民心理のはたらきがあり、農村と農民の社会的性格がある。

IV 農村の変容と農家相続の問題点

戦後の農地改革（昭和21～25年）は、実際に画期的なできごとであった。戦前に3分の1弱であった自作は、3分の2にふえ、28%を占めた小作は、5%に減っている。土地の面からみても、昭和のはじめ、45.5%を占めていた小作地が、同じく35年には、6.7%に減っている（農林省『1960年世界農林業センサス農家調査報告書——生産手段編——』、58頁）。もちろん、農地改革をここまで徹底的に、かつ敏速に遂行したのは、占領

軍の力であるが、同時に、戦争中から、すでに地主制の解体が進行していたことも見逃せない。帝国主義段階になると、いずれの国においても、小農保護政策の一貫として、自作農創設や小作関係の調整が行なわれ、特に敗戦などによって資本主義体制の危機が深刻化した場合には、ドラスチックな農地政策が行なわれるのがつねであり、社会主义に対抗して、農民の小ブルジョア意識を強化するという狙いをもつ、この方法が、はじめて行なわれたのは、第1次大戦後の東欧諸国においてであった。その意味における農地改革は、わが国においても、大いに成果を挙げ、小所有者意識を強められた農民層を広範にくりだし、彼らを保守体制の基盤たらしめることを可能にした。しかも、昭和25年以降の時期においては、次第に農民の所得が上昇し、特に30年ごろからは、技術革新と生産力の上昇とがあらわれた。このような農業生産力の増大は、農村をして、より大きな国内市場たらしめ、日本経済の高度成長の下ざさえたたらしめたのである。農地改革の効果は、かかる観点から評価されなければならないとともに、その成果は、さらに拡大し、地主の存在が、ますます小さくなり、小作地が残っていても、小作料は（昭和36年）、水田反当、3,122円（全国平均）、畑反当、1,770円にすぎないから、その負担は収穫の1割にも達せず、農家の自小作の区別は、事実上ほとんど意味を¹⁵⁾失ったのである。少なくとも、この面から眺めるとき、今日の農村は、昔日の姿そのままではなく、農村をめぐる厳しい現実も、相当に緩和したかのごとくであるが、宿命ともいるべき零細農耕体制は解消したわけではないから、問題はつきない。ただ、この一連の状況の中で、農村の生活水準の上昇はめざましく、他方、農業機械の普及も急速に行なわれている。農家経済の現実は、消費財と生産財の入手に追わされて、農業生産力の増強も間にあわないというべき状態である。そして、これに対処

15) 大内力『日本経済論』下巻（日本資本主義の構造分析）、593頁以下の農業編参照。

して、兼業農家の増大が著しい(これには、他にも多くの要因がある)。もともと兼業農家は、農業所得だけでは生活できず、兼業に頼らざるをえないところからおこったものであるが、今日のそれは、自給自足による低い生活程度の素朴さから脱けだそうとする欲求にもとづくとみられるものが多く、高度成長政策とともにその増加が著しいのも、ここに一因がある。そして、今や専業農家の数は、全体の4分の1にすぎない。このように日本農業は、決定的な矛盾と直面せざるをえない段階にきている。このような農村の変容が、相続をめぐって反応を示さないはずがない。農家の主たる財産が、農地、家屋、農機具であるだけに、なおさらである。前述のごとく、今日の農家相続は、いぜん「あととり」中心であり、実質的な単独相続が多いが、その外形はともかく、底流には、かなりはげしい動きがうかがわれる。そこで、農業生産力の向上と、民主主義的相続原理の貫徹という命題の両立を迫られている農村相続の前に横たわる問題点をいわば我流の視角からとりあげれば、まず第1に、先に「あととり」中心の単独相続は、そうしなければ、農業経営が維持できないという冷厳な現実の要求からおこったものであるとの面を強調したが、そこには、当然、家族制度の経済的機能としての扶養の問題があったのである。明治以前においては、いわば本家をたてて居たのである。明治以前においては、いわば本家をたてて居たのである。明治以前においては、いわば本家をたてて居たのである。明治以前においては、いわば本家をたてて居たのである。

を期待して、旧軍隊を志願した農家の二、三男の多かったことも、堅実な自立を望んでのものに他ならない。ただ、一般農民の場合、それらの大家族を養なうに足らない乏しい「家督」であったから、実際には、いったん家をでたものは、もどれないのが実情であった。ところで今日の農村では、「家」意識といつても、このように「家」を兄弟姉妹の生活共同体として認識し、経済的機能としての扶養の面からこれを把握するということは、ほとんどない。戦後における家族法の変遷をはじめ、農村をめぐる社会、経済状態の変化のしからしむるところで、家をはなれた、他の共同相続人と「あととり」との間に、扶養の期待と責任が介在する余地のないのは当然のことではあるが、それにしても、双方に扶養の期待と責任の意識がないにもかかわらず、「あととり」の単独相続がいぜん根強いのは矛盾する。これは、単純に本家をたてるのが、あたりまえと考えているか、あるいは、分割要求によって、あえて風波をたてたくないという考え方(この背後には、正当な要求をひるませる農村の性格や農民の心理が作用していると思うが、後に述べる)にもとづくものである。それを示す明確な資料を欠くが、少なくとも私の知りえた範囲内(実質的に相続放棄をした23人の人々から、直接、感想を聞いた)では、「あととり」と同等程度の生活を保っているので、要求しにくかったというようなものや、農業による「あととり」そのものの生活も楽ではなさそうだからというものをも含めて、後者にもとづくものの方が圧倒的に多く、内心、割りきれぬ心情に支配されたがら、「しかたがない」ということで、表面、和を装って、因襲に服しているようであった。

第2に、資本主義的経済成長の裏側に、「魅力なき農業」という問題がある。「百姓には学問はいらぬ」といわれることが一般的であった時代と異なり、農民の意識も昔日のそれではなく(必ずしも前向きのものばかりではないが)、しかも、都市文化との交流が頻りであることの刺激も手伝い、農村の若者は浮足立っており、農家は後継者難という事実に直面している。農業が

多量な労働量を投下しなければならない仕事であり、かつ報いられることが少ないとあっては、やむなき現象ともいいう。しかし、このようなときにも、多くの農民は、完全に離農するという方法をとらず、もっぱら兼業化の方向をとるのである。農業に対して積極的意欲を示さない人々を、あえて農村にとどめおくものは、小所有者として農地を所有することの魅力である。もっとも、老年層の農地執着とは対照的に、青壯年層では現在価格の非経済性を感じて農地取得を喜ばないともいわれるが、農業を忌避して大都市にでも、職業や住宅の事情が安直に要望を充たしてくれない当今、やっぱり彼らは農地にひかれるのであり、大勢として兼業化傾向にあることは否定できない。いわゆる「土地もち労働者」は今後ますますふえるであろうし、とりわけ農業を従とする第二種兼業農家は増加の一途をたどるであろう。したがって、この視点に立つとき、農地の零細化の可能性は高まってくる。農政調査委員会の調査でも、飯米用として農地の所有を欲しているケースがみられた。もっとも、この傾向は、ある程度地域的制約をうけざるをえない。大都市近郊においては、農地は完全に商品に転化したが、今や新産業都市建設政策に乗って、地方の中小都市周辺でもこの傾向は顕著な事実としてみられる。工業の地方分散によって、兼業機会が増大することは必定だが、これによって零細農家の労働力が、第2次、第3次産業に吸収されて生産性の高い専業農家がふえる¹⁶⁾とは断定できない。「魅力なき農業」である限り、それはまた、専業農家が兼業に転落する機会でもありうるのである。そして、農業の魅力なき状態は農村の利害関係と不可分である。このような状態は農村の共同均分相続の可能性に通じる一つの道ではあるが、日本農業の崩壊とひきかえに相続法の理念が生

かされるというのではあまりにも問題が深刻である。

第3に、農民の教育水準も高まり、都市文化との交流もさかんで、農民の意識は昂揚したとはいったが、長い歴史の所産である農民心理は容易に変わらざるものであることも否定できない。そもそも農民のパーソナリティは、農村社会によってつくりあげられる。その環境としての共通性が、農民一般の社会的性格を形成している。農民は生まれた地域で家業を手伝いながら育ち、農業のしかたをおぼえ、村の生活慣習をうけついで成長し、村人として生活をおくり、その土となるという歴史をくり返してきた。こうした事情のためにいきおい封鎖的となり、伝統的秩序や旧来の慣習が根強い力をもち、そして、旧来のままに生活することがもっとも安全であり、間違いないことだという処世哲学が農民の性格としてつくりあげられる。したがって、農村では、非合理的な因襲を変更することは難かしく、これをあえて合理化しようとせず、大勢順応的であり、近隣や親族の間にしつみかさねられてきた恩や義理や世間態が重視され、主体的人間は形成され難い¹⁷⁾。しかし、このような状態も、資本主義の発展による生産性の高まりにつれて次第に解体し、貨幣経済の合理性に対応する農民の利己主義があらわれてくる。この利己主義も、個人主義的な自覚と無縁に、ゆがめられたものとして猜疑心に充ち、姑息な方向をたどらざるをえない。このような利己主義の虜になった農民は、社会関係や集団の重層のつながりによって行動の制約をうけ、そこからは階級的連帯の意識は生まれ難い。過小農としての日本農民は、零細ながらも農地や家屋、農機具を含む生産手段の所有者であり、他面、自ら額に汗して働くかなければならない労働者である。農民が労働者であり、小資本家であることの二重性格は、レーニンの指摘するところであ

16) 阿部源一「高度成長政策と兼業農家の増加」『松好貞夫博士還暦記念論文集』、147頁以下。所得倍増計画発足以来の農家の移動について述べられ、結局、留村して兼業所得に依存して生計を立てようとする農家の多いことを指摘される。

17) 福武直編『農村』、119頁以下。福武直『日本の農村社会』、45頁以下。大内、金沢、福武『日本農業の基礎知識』、127頁以下など参照。

るが、わが農村においては、この二重性格のうち、小所有者的な面が、戦後の農地改革以後に、いっそう浮ぼりされてきたかのようである。身にしみついた所有欲が、ゆがんだ利己主義によってさらに強められ、すべての農民が、多少なりとも土地もちになった今、農村のあらゆる階層にわたって牢固たる根を張りめぐらしている。そしてこのことをはなれて農村の相続は語れず、均分相続を阻むもっとも大きな要因をなしているのである。先に述べたように、「家」が兄弟姉妹の生活共同体としての責任も感せず、期待ももてなくなったり今日、「あととり」が相続について優位を発揮するのは、矛盾以外の何物でもないのであるが、その矛盾を、農村社会の厚い壁が遮蔽しており、「あととり」自身、農村社会の生活人として、ゆがんだ利己主義の中に埋没し、この厚い壁をよりどころにして、自らの優位を当然のごとく考へるのである。したがって、他の共同相続人が、財産の分割を要求するには、それによっておこらざるをえない、以後の人間関係の軋轢を顧慮せざるをえず、いきおい消極的になるのであろう。農民が小所有者としての保守的性格から脱皮し、個人主義的自覚をもつことこそ肝要であり、民主的な相続への道もここにある。

第4に、いずれの調査をみても、相続にあたっては、ほとんど長男がイニシアティブをとっている。長男が「あととり」である例が多いからではあるが、ここにも農業経営の特性が作用している。通常の労働者ならば、一定の年齢を限界とする組織的制約をうけるが、自らが経営者であり、労働者である農民にはそれがない。肉体的に健康でさえあれば、年齢の如何にかかわらず仕事の担い手としての主体的地位を失わない。とはいっても厳しい肉体労働であるから自ずから限界が生ずる。しかし、その限界は、組織的、形式的に与えられるものではないから、新旧の交替に画然たる一線をひくことはできない。多くの場合、きわめて緩慢な傾斜をもって次代の経営者に仕事がひきつがれていくのである。いわゆる農家の「あととり」は、被相続人

の生存中にすでにその事業の担い手として、段階的に、序々にその地位を固めて行くのである。「あととり」の側からすれば、農業資産承継という将来への期待こそ、彼らを農地に定着せしめる唯一の条件なのである。したがって、「あととり」に対する農業資産の生前分与といつても、そのほとんどは法律上の贈与手続によるものではなく、上述のような農業経営の性格からくる形態なのである。川島教授は、民法旧規定の隠居制度と区別して、これを「事実たる隠居¹⁸⁾」といわれる。だから被相続人の死亡によって、相続が開始したとき、すでにそこに「あととり」が居坐っており、自らの実績と農村社会の陋習を背景にして、相続上の優位を当然のごとくふるまうのである。しかし、相続にあたって、特定の1人が、制度的に優位に立つことは、有限家族における生活保障の要請を根拠とする現代相続権の意義からいっても、根拠のないことであり、かつまた、わが相続法の認めるところではない。被相続人の生存中に、すでに農業経営の中心が「あととり」であったとしても、それは単に農業経営継承者としての実績であって、1人の者が、財産を1人占めにすることの根拠にはならない。ところが、現実にはこれが横行している。そして、ここでも「あととり」のゆがんだ利己主義とこれを支える農村社会の陋習を見逃せない。その結果、他の共同相続人の相続放棄となるのであるが、農政調査委員会の調査では、事実上の単独相続件数366件のうち(死後単独相続総数363件は、全有効サンプルの58.3%)、民法上の相続放棄手続きを伴ったものが132件で、36.35%。民法上の相続放棄手続きをしなかったものが、231件で63.65%にのぼる(この場合には、共同相続人は法律上は、それぞれ遺産を相続しているのであり、事実上の生活関係と法律関係との間に重要なズレがある)。民法上の相続放棄手続きをしなかった場合、相続人が民法上何らかの措置を講じているケースが少なくない。その第1は、「遺産分割協議書」(民法907条、不

18) 川島、前掲、68頁。

動産登記法35条1項2号)を作成し、その中で遺産の全部を「あととり」に与え、他の共同相続人は金銭による補償をうる旨の記載をするという方法であるが(42件で、事実上の単独相続総件数の11.57%にあたる)，これは実を伴わない形式的文書であって、実際には無償で「あととり」が遺産の全部を承継し均分相続があったという外観をつくっているだけのことである。その第2は、共同相続人が、すでに被相続人の生前に民法903条の出捐をうけており、法定相続分の計算に関する民法の規定によるときは、もはや相続分はゼロになっていることを確認する旨の書面を作成するという方法である(15件で、4.13%にあたる)。しかもこの両者は、いずれもこのようなテクニックを教える人(通常、司法書士)の居た地区に集中しており、遺産について不動産登記名義を変更するため司法書士を訪れた結果、司法書士のイニシアティブで行なわれている場合が多いようである(川島『農家相続と農地』、35-36頁)。私の知りえた富山県地方も司法書士の示唆による上記の方法が多くとられ(川島『農家相続と農地』、267頁以下——富山県の実態——にも示されている)，しかも、「あととり」がこれらの書類を作成して、一方的に他の相続人に押しつけてくるケースが多いようである。事実上の単独相続の大部分174件(47.92%)は、事実上の単独相続について国家法に対応する法律上の操作がとられていない。そして、このような場合には、「あととり」は、将来、共同相続人との間に紛争がおこるかもしれないことについて不安の念をもっていたといわれる。何ら法律上の措置のとられていない事実上の単独相続も、もとより問題であるが、前述の第1、第2のケースも実質的な脱法行為であり、実態と国家法との齟齬は軽視できないものがある。しかも、富山県の実態(川島、同上書、295頁)によれば、「相続分なき旨の証明書」を活用した農家では、「代書人に万事依頼した」「判子を集めて代書人に手續して貰った」という返事が多かったというし、被相続人の妻のうちには、「財産をわけてくれなどという子は、1人もいない」と誇ら

しげに語った者もあったというから、その意識の低さには、救い難いものを感じる。農業が、家族経営にもとづく世襲的職業であって、農地が、農民の私有物であり、彼らが小所有者意識に溺れている限り、容易に解決しうる問題ではない。

V 今後の課題

民主主義的相続原理の貫徹と農業生産力の増強は、ともにゆるがせにできない問題である。しかるに、このことに関するわが国の現状は、必ずしも楽観すべき状態ではない。上述のごとく、日本の農業は、いま重大な危機に直面している。重化学工業を中心とした経済の成長によって、零細兼業農家の労働力をこの方面に吸収し、これを解消させることによって、かなりの規模による生産性の高い専業農家を育成しようとした所得倍増計画は、その期待を裏切られ、今日の日本の農家は、ますます少数の専業農家と農業を副業とする兼業農家に分裂しつつあり、農業労働力は婦人と老人にゆだねられ、壯年男子の労働は兼業にふりむけられ、若い世代が他の分野に流出する傾向は、とどまるところを知らない。このままでゆけば、次の世代までの間には、専業農家は半減するのではないかとさえ思われる。まことに憂慮すべき事態である。そして、このような動向の中で、改正民法の相続原理をどのように位置づけ、農業の崩壊をいかに阻止すべきかは、急遽、解決の方途を見出さなければならない問題である。ともあれ、わが国では、今日もなお農業の主要産業たる地位は失われておらず、この意味において、農地の零細化を容認することはできない。改正民法は、諸子均分を原則とする共同相続制をとったが、その実施にあたり、もっとも問題にされたのは農地相続との関係であった。民法の改正そのものに反対する勢力は、農業経営維持のための単独相続維持を最後の砦として、家父長制家族制度の存続をはかるうとしたことは周知のごとくであり、このような近代法以前の論理に耳をかすべきではないが、他方に、共同相続を肯定し

ながらも、均分相続の実施による農業経営の零細化を憂えて、農家については共同相続の原理を適用すべきでなく、特別の措置が必要であるとする意見も少なくなかった¹⁹⁾のであった。これに応えて、第1、第5国会に「農業資産相続特例法」(案)が提出されたが、この法案にも、実質的な単独相続を法認し、「家」の維持温存をはからうとする逆行的論理がひそんでおり、たとえ当面の措置としても贊意を表しかねるものがあった。反対に遭遇して流産の憂き目をみたのは当然である。その後も「家」制度の復活を策した動きはあったが、世論は必ずしもこれを支持していない²⁰⁾。農業資産の分裂をおそれて、相続法の原理そのものに反発を示す一般農民ですら、これら支配層の企図する家父長制家族制度の復活には関心がないかのごとくである。支配層が支配の手段として便宜な体制の確立をめざすのに対し、農民のそれは、素朴な財産保全と生活の維持のためから発するものだからである。しかし、この両者の発想は、その緒において相当の差異があるにもかかわらず、結果的には帰一するものである。さて、先に、今や農民の間にも家族生活共同体としての「家」意識は失われつつあるといったが、しかもなお、相続法の原理の浸透に多くの期待はもてない。私はこれを阻むものとして、農村と農民の社会的性格と日本農業に宿命的な零細農耕体制ならびに世襲的な家族経営をあげた。農家の主たる財産

19) たとえば、民法改正当時、起草委員の1人であった我妻栄氏は、「農業資産の相続について、何等かの特別の措置を講ずる立法が必要のように思われる。……政府当局に対して、民法と平行して農業資産の相続についての特例法を制定するよう要望した……。」といっておられる。「均分相続と農地の細分化」『新しい家の倫理——改正民法余話——』209頁。しかし、その後、政府が第1国会に提案した「農業資産相続特例法」の内容に接してからは「政府案のような農業資産相続特例法なら、今日急いで制定する必要はない」といわれている。「農家の相続はどうなるか」前掲、257頁。

20) 佐伯弘治「家族国家思想と家族法」『法政大学教養部研究報告』第9号、57頁以下。私はここで、戦後における家父長制家族制度復活の動向について述べ、昭和29年、当時の自由党の憲法改正要綱案を民衆の力が粉砕したことについてもふれた。また、川島武宜「最近の家族制度復活論」『イデオロギーとしての家族制度』、216頁以下にも詳しい。

が農地と家屋であるだけに、農民の小所有者の性格と農家経済の貧しさは将来も財産 = 農地に対する執着を煽り、均分相続に対する反発を失わしめないのであろう。他面、均分を促進する要素を発見しようとすれば、農家経済の非採算性にもとづく兼業化以外にない。これを放置しておけば国家法と事実関係のズレが実質的に増大するか、ますます多くの農家が兼業に転落するか、二者択一しかない。今にして局面の転換をはからねば、時期を失し、悔を残すことになる。日本農業をめぐる諸情勢、農村の構造的特質、農民の社会的性格などの現状認識に立つ強力な措置が望まれるのである。それでは、これに対するにいかなる方法があろうか。もちろん、つとに指摘されているごとく、人々の「家」意識によりどころをあたえるような民法の規定²¹⁾は整理されなければならない。実質的にも、形式的にも「家」の意義が失われた今日、なお、これらの規定が農村の社会的性格や農民心理に作用する事実は見逃せない(農村に限らないが)。すなわち、「家」意識の観念的象徴に他ならない「祭祀相続」の単独承継を想定した897条や、「家」のためというべき余韻を残した養子制度、さらに「氏」の問題がそれである。しかし、これらが解消されても、ただちに問題の解決にはならないであろう。ちなみに西欧資本主義国の農業も、19世紀の末期以来、新大陸からの安い農産物の流入によって、長期の不況に見舞われ、農業人口過剰、経営の細分化、兼業農家の増加という事態に悩まされた歴史をもち、現在も英連邦その他の安価な農産物との競争を迫られ、一応はE E C(欧州共同市場)の成功による工業

21) 民法897条が、立法過程における妥協的产物であることについては多くの学者によって非難されており、中尾英俊教授も「民法の共同相続規定と相続の現実」『家族法大系』、VI、相続(1)148頁において、共同相続を規定する他の903条、906条と並存することの論理的矛盾を指摘している。また、氏や養子制度についても批判的な立場をとる学説が多く、私も、「氏の問題点」佐伯・『家族法の諸問題』47頁以下、および「夫婦の氏についての立法論的考察」『流通経済大学開學記念論文集』、673頁以下において、その非を指摘したので、ここでは詳論しない。

の成長によって、零細な規模の農家人口を工業労働に向ける離農促進策²²⁾をとり、大農機械經營への転換をはかっているが、理想的な大農經營になるには、フランス、西ドイツとともにそれぞれ250万人の離農が必要であるといわれている。このことは日本経済が資本主義的国際流通経済の中で生きる限り、日本農業もまたどちらざるをえない道であろう。しかも、わが国の場合は、これらの国々と異なり、主要作物が国民の主食である非国際的商品である日本米であり、かつ、酪農、園芸に移行するには、国土の狭隘などによる技術的な壁もあるように思われる。加えて前述のごとき、長い間の封建制とその後の崎型的な資本制社会で形成された日本的ないくつかの要因がある。昭和36年の農業基本法の制定は、西ドイツの農業基本法を範として資本主義的農業政策を打ち出したものではあるが、その実効はほとんどみられない。前文と第1条で農業保護をうたい、第2条には8項目からなる農業に対する国の施策をかけ、なかでも農業構造改善による農業經營の近代化（2条1項3号）は、具体的には、「家族農業經營を近代化してその健全な発展を図るとともに、できるだけ多くの家族農業經營が自立經營になるよう」国が育成する（15条）ことであり、家族經營を主体としつつも、生産過程の協業化を助長し、農民の協業体による農業經營を認め（17条）、農地についての権利の設定または移転の円滑化を図るため農業協同組合による信託の引受けを認め（18条）、また、相続によって家族農業經營が細分化するのを防止するために必要な措置を講ずる（16条）ものとしている。しかるに、この構造改善政策の成果があがっていないことは、すでに指摘したごとくであって、とりわけ、ここで注目すべきは、基本法の具体的規定としての農地法に規定する農地の信託制度であるが（3条12項8号）、農業労働力が大量に流出し、兼業農家が増加しているにもかかわらず、この

制度はいっこうに利用されず、むしろ請負耕作やヤミ小作が広範に発生している²³⁾。およそ、その理由は、たとえ信託であるにせよ権利を譲渡すれば、その回復が容易でないと考えるからであろう。このように、耕作を中止しながらも農地を手放そうとした場合には、他の要因の存在もあるが、農民の小所有者的意識の作用もまた見逃せない。しかし、これも農地に交換価値のある限り、無理からぬ心情である。さて、この信託制度の一事がでも察せられるごとく、今日の一連の農業立法には、日本農業の分解作用を阻止することを安易に期待することはできない。農業基本法にいいう、相続にあたって農業經營の細分化を防止する「必要な措置」（16条）といつても、農地に対する基本的な観念の修正がない限り、おそらく方途は見出せないであろう。たとえ民主主義的原理を放棄して、遺産分割禁止の特別法を制定し、かつまた、農地法を改正して農地の生前贈与を制限してみても、前述のような諸条件のもとでは、失うものが大きいだけで、それによる農業生産力の増強という効果はえられそうもない。すなわち、現状における農業の非採算性、農村と農民の社会的性格、そして、これの基をなす社会的矛盾を究明しないで、いたずらに姑息な法的措置をとってみても意味はない。とにかく、今まで述べてきた事情のもとでは、農村に民主主義的相続原理が生かされる見通しはきわめて暗く、農業の生産性向上にも大きな障壁がみられる。そして、この二つの問題は、あたかも次元を異にするかのごとくにみえるが、これを別個にとらえたのでは問題の解決はのぞめない。ともに民主主義的原理にもとづくものであることを知らねばならないのである。従来は、とかく相異なる二つの要請として、均分相続を貫こうとすれば、農地の細分化はまぬがれえず、また、農地の細分化を防止しようとすれば、均分相続を否定せざるをえないといった立場で論ぜられることが多く、対策

22) 阿部源一教授は、前掲、147頁以下において、先進資本主義諸国における動向の要点を述べておられる。

23) 中尾英俊教授は、「現代法と経済」『現代法』、7、（岩波）において、この点について述べられる。324頁以下参照。

も、いきおいこの視角からのみ考えられ、その結果が上述のごとき農業法への期待となってあらわれてきたのである。いうまでもなく、民主主義の理念をかかげた憲法の要請は、相続の上でも貫徹されなければならないし、他産業との所得較差を是正する農業経営の合理化も、また民主主義的基盤確立のために欠くべからざるものであって、これを両立させる施策こそ望まれるのである。そして、所有権中心主義をとり、土地所有と経営との未分離を前提とする農業法が、空転的現象を呈している現在の段階では、農地を相続の対象から除外する以外に、これを両立させる方法はないのではないか。農地を相続の対象からはずすといえば、農地国有化であるが、資本主義体制のわが国では、おそらく、この言葉を耳にしただけで抵抗を感じる人は少なくないであろう。しかし、現在は農地改革によって地主制は消滅し、しかも農地所有権に対する制限が、相当程度に本来的な土地所有権からの逸脱を余儀なくされているのであるから、なしえない性格のものとはいえず、かつ、現行憲法のもとでも十分行ないうるのである。元来、土地所有権は資本のもっとも基本的な法的形態であり、所有権思想の変遷は典型的には土地所有権に具現されてきたのであるが、20世紀後半の今は、土地に対する観念の修正を迫られている段階であるといってよい。まして、土地利用が局限に達したともいえるわが国では、農地に限らない問題である。他の商品と異なり、生産によって増加させうるものではなく、本来、

希少性をもち、加えて不滅性、永続性をもつものであるから、社会の進展に伴って土地の利用が局限に達したときには、私所有に委ねておけないのが当然である。しかも、所有権を前提した特別法の制限にも限界がみえた²⁴⁾となれば、やむをえざる方法もある。したがって、農地については、その使用価値のみに着目し、一定規模の効率的な農家を対象とした耕作権ないし経営権に法的保障を与えて、これに農地を貸与するという方法が考慮されなければならない。もっとも、これには完全な社会保障制度の確立が欠くべからざる要件であることを付言しておく必要がある。そして、その時にこそ協業化の可能性が見出され、この状態に至って、はじめて農民はゆがんだ利己主義から解放され、共同相続人相互の話し合いによる均分相続が行なわれる所以である。少なくとも、農民が、わずかな農地所有の魅力に溺れ、小所有者意識を克服しえない間は、均分相続は不可能であり、また、資本主義の下ざさえとしての日陰から這い出ることはできないであろう。

24) 沼正也教授は、かつて（昭和30年）、均分相続の実施と農地の細分化阻止という二つの要請を両立させる方法として、農地の交換価値を排除して使用価値にとどめる農地立法の推進を提唱され、現段階のわが国では、軽度な農業資産相続の特例もやむなしといっておられる。そして、その後の農業基本法（昭和36年6月12日公布、法127号）の制定を、ようやくにして叙上理念の側面からする要請との両立に「正攻法」によって対決すべく、その新たな歩を踏み出したものであるとして、大いに期待を寄せておられる。「均分相続と農地」『民法における最善性と次善性』、482頁以下、（昭和38年）。しかし、私は、今やこのような期待も空しいものであったといわざるをえないのではないかと思う。